



## 汚れにくく清掃も簡単

食品工場や医療施設などでは、クリーンで衛生的な環境が常に求められます。クリーンテックALは表面のフッ素系樹脂フィルムと段差のないシームレスな仕上げで、常に衛生的な環境を維持します。また、表面のフッ素系樹脂フィルムは耐水性にもすぐれるため、水洗いやスチーム洗浄などによるメンテナンスで床面と同時清掃が可能。食品工場・製造工場におすすめです。

### 【耐スチーム洗浄試験】

スチーム洗浄機を使用し、試験体から約30cm離れた位置から試験体全体に当たるよう、タテ方向・ヨコ方向交互に吐出した。2分吐出、2分休止を1サイクルとし30サイクル実施し表面の変化を目視にて観察した。試験中は、熱電対（キーンズ製NR-600）を使用し、試験体表面の温度を測定した。

### 【洗浄機詳細】

メーカー名	品番	加熱温度	吐出水力	吐出水量
ケルヒャー	HDS8/17M	100℃	17MPa	430L/m <sup>2</sup> ・吐出圧力・17MPa

	クリーンテックAL	一般クリーンルーム用壁紙
外観	異常なし(30サイクル目)	破れ発生(2サイクル目)
破れ	なし	1個
測定温度	43℃	46℃

●試験場所：(株)エーピーシー建材研究所



## ダメージに強く破れにくい

表面のフッ素系樹脂フィルムと中間層のアルミ箔により、破れにくい、すぐれた耐久性を備えています。

### 【ゼロパンテンション引張試験】

クロス材を原反に対し流れ方向から切り出し、ケイカル板へ接着した試験体を、万能試験機テンシロン(UCT-5TPL-2)を用い、試験速度5mm/minにて引張試験を実施。クロス材に亀裂・破断などが発生した時点で試験終了とした。



	クリーンテックAL	一般クリーンルーム用壁紙
最大荷重 (N)	900	490

●試験場所：(株)エーピーシー建材研究所

従来品と比べ  
約**10%アップ**



## 薬品に侵されにくい耐薬品性

表面のフッ素系樹脂フィルムは薬品に侵されにくいすぐれた耐薬品性を備えています。研究室などのクリーンルーム、医薬品製造工場、食品加工工場など各種薬品、消毒薬などを使用する場所でも安心してご使用いただけます。

### 【耐薬品・耐汚染性能試験】

分類	薬液名	濃度	クリーンテックAL	一般クリーンルーム用壁紙
酸類	塩酸	10%	○	× 痕跡
		20%	○	× 痕跡
	硫酸	10%	○	○
		20%	○	× 痕跡・膨れ
	硝酸	10%	○	× 痕跡・膨れ
20%		○	× 痕跡・膨れ	
アルカリ類	酢酸	10%	○	× 痕跡・膨れ
	次亜塩素酸ナトリウム	12%	○	× 薄く痕跡
有機溶剤	水酸化ナトリウム	2%	○	× 薄く変色(黄)
	メタノール	—	○	○
	エタノール	95%	○	○
	イソプロパノール	—	○	○
	アセトン	—	× 表面形状変化	○
	トルエン	—	○	○
	フェノール	5%	○	○
	消毒薬	塩化ベンザルコニウム	1%	○
クレゾール石鹼液		5%	○	× 変色(オレンジ)
過酸化水素		5%	○	○
ホルムアルデヒド		35%	○	× 表面形状変化
ヨードチンキ		1%	× 変色(黄)	× 変色(濃茶)
ホビドンヨード		7%	○	× 変色(茶)
グルタルアルデヒド		1%	○	○
マーキュロクロム		2%	× 薄く変色(ピンク)	× 変色(ピンク)
アクリノール		0.1%	○	× 変色(黄)
過マンガン酸カリウム		0.1%	× 変色(茶)	× 変色(茶)
グルコン酸クロムヘキシジン	0.5%	○	○	
生活材	マジックインキ(黒)	—	△ ※1	× 変色 ※2

評価基準 ○:変化なし △:多少変化あり ×:変化あり

※1 工業用アルコールではほぼ除去可能であったが、インク汚れが薄く残った。

※2 工業用アルコールで除去不可能。表面清掃後、インク汚れが広がった。

●試験方法: JIS A 1454(2016年)「高分子系張り床材試験方法」記載の耐汚染性試験に準ずる。(薬液を2ml滴下し、24時間静置後、家庭用中性洗剤で除去。)

●試験場所: (株)エービーシー建材研究所

表面のフッ素系樹脂フィルムは、変色しやすいヨードチンキに対してもすぐれた耐性を発揮。速やかに拭き取れば、変色跡も残りません。

### 【耐ヨードチンキ】

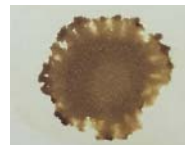
クリーンテックAL

一般クリーンルーム用壁紙

試験体表面に健製製薬(株)製「希ヨードチンキ」原液を滴下。10分経過後エタノールで拭き取り、目視にて観察した。



変化なし



変色(濃茶)



## ホルムアルデヒド・4VOC基準クリア

クリーンテックALは、ホルムアルデヒド・4VOC基準を満たしています。

### 【ホルムアルデヒド・VOC放散速度試験】

JIS A 1901(2015年)「建築材料の揮発性有機化合物(VOC)、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法-小型チャンバー法」に準ずる。

(判断方法) ホルムアルデヒドは、改正建築基準法により定められたF☆☆☆☆基準を元にVOC対策品であることを判断。トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの4物質は、厚生労働省指針値の「室内濃度」を、デンマーク方式で「放散速度」に換算し、VOC対策品であることを判断した。

該当化学物質	厚生労働省指針値	左記指針値をデンマーク方式にて換算	F☆☆☆☆基準	試験結果
	室内濃度 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	放散速度 $\mu\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$	放散速度 $\mu\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$	放散速度 $\mu\text{g}/\text{m}^2\cdot\text{h}$
ホルムアルデヒド	100	—	5	不検出
トルエン	260	51	—	20
キシレン	200	39	—	不検出
エチルベンゼン	3,800	748	—	
スチレン	220	43	—	

※「不検出」とは定量下限以下であることを表わしています。

●試験場所: (一財)ポーケン品質評価機構

●記載のデータは試験値であり保証値ではありません。また、使用場所・現場などにより異なります。